航海日記

カ 5
6013
1

705
06013
1

萬延元年申酉月於大廣間長國巡見後
以　作付之時

公方様御上洛初年より長国巡見

作大名　井伊掃部頭様　作奉行
作奉行　酒井雅楽頭様　田沼玄蕃頭様
内藤紀伊守様　松平伯耆守様
松平和泉守様　堀田摂津守様
同　松平信濃守様
脇坂中務大輔様

作列座

右御用意之作ハ長崎人作ハ作所ニ而
一　今度被仰付小性組番頭
時服　之　陣羽織　外国奉行　兵部大丞殿
神奈川奉行　兵部大丞殿

〈2015-227

一 今度被
時服之 薄羽織 肥前守
一 今度被
時服之 薄羽織 出羽守 奉行 丹羽左近守
一 同 同 伊勢守 山城守
一 今度被
時服二 薄羽織 出羽守 奉行 丹羽左近守
一 同 外国奉行 伊勢守
一 今度被
時服二 白綾軍扇 軍扇 裏 方形 勝 麟右衛門

一 同 外国奉行 中務大輔
一 同 軍扇 裏 知善院 伊勢守 佐渡守
一 同 伊勢守之格 日高左近将監 自分 能登守

右別紙かく

右能之年 御後魂文 御名 御 御 御

航海日記

今時萬延元申年正月十八日豊堅利加米利賢國江
節御用被仰付今日発足ヨリ鎌倉川岸
日本橋通ヲ築地操陣所江着各揃ヲ午時飯食
ス早其后大漁船ニ乗移リ米國ヨリ迎船ボウハタン
江乗移リ直ニ碇ヲ解キ横濱港江着シ碇ヲ下シ
滞留ス

同十九日外國御奉行
酒井隠岐守殿　安藤左兵衛尉殿
竹本圖書頭殿　御月番神保伯耆守殿　船中者御送別
御入乗有之
同廿二日横濱出帆日々誌之　新ノ豊前守殿乗
柳川藩ニ帰

一　二月十九日晴夕方風ハ今ニ到ル定ル横濱ヨリ
豊堅利加米利賢國ヨリ迎船ボウハタン操陣所ヲ同月廿日ニ
出帆ス　今ニ横濱ヨリ後方ニ見ル
ニ西川沖ニ二日ヲ経テ米國ヨリ迎船ボウハタン
ニ乗ル　時刻ノ下刻ヤ相我朋人ヲ従ヒ後米利
賢國ノ君主ヲ従ヒ行ク　拾地ヲ
操陣所前ニ五八里ヲ行キ横濱港
出ル　陸地ハ一里ヲ隔テ海面ニ
ヲ隔テ海者ヲ乗ル　此度節使ヲ送ル
無事ニ帰ル　松中廣大也ト

もくろの獲〻獲等などの有るこゝハ[illegible]
あるべしゝ[illegible]二隊ハ橋を作るこゝ[illegible]
[illegible]七百人[illegible]同所[illegible]橋を作る[illegible]
[illegible]すの橋を造るこゝ[illegible]
の時[illegible]なのなりとゝ[illegible]
マナ[illegible]。ラットステーマンと云ふ[illegible]
の軍艦[illegible]元亀年[illegible]
[illegible]人[illegible]時
[illegible]長さ[illegible]
橋[illegible]
年のハ八百人[illegible]
初年[illegible]十一[illegible]

のもと[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

唐人大勝ス　我国の方形なるものごとくや
ものに限る中絶を慕ふ者の仕ふるを
すべく初年より次に限る会系屋敷酒屋
藪水法食料を入るなり新多なれハ
をもうて

一　同五年中肥前国風聞藤原和年の別貢
物を中の別宿
[五年]
[法花]
一　同年南方より出帆ソルジョルゲベル筒と
称し洞法年の別を和中の組別書ある

一　和将軍より和の中限て烟草を
[illegible]

一　和中を俗語の旅行を自由[illegible]
一　和将軍より和ゆる時限り姓名を
一　別紙の内ゆるし
一　英法市を和ゆる時ゆるし
法市の人を和ゆる時ゆるし
一　酒を和市の者に[法花]
ゆるしゆるし
一　意樊月の水を歩[illegible]和中を人
ゆ元二年の制を
一　会系又ハ[illegible]和を日本人
別紙の内を[illegible]

一船中ゝの用心のため鉄砲を五丁に分置し
一役人の外船中ゝ之居候船頭ゝ之を
一右ゝの役ゝ以前ゝ之役人たる者の
役知ハ外ゝ二の役人たる者ハ船長と同
一船中の者ゝ物騒の儀ハ日本人ゝ対し之居候
時ゝ之通辯人（ヨリウテナントヨリ）ゝ限り之
右通り船将ゝ申ゝ渡ゝ之事
一同五日ゝ成候ハ清船ゝ之陣を船中ゝ
ありのゝ〳〵マダロスゝ〳〵病死ハ清船中ハ外ゝ
ゝ絶一人ゝ之船ゝ之宮ゝ時ハ陸の別ゝ之ゝ（コモド）

一九ゝ船ゝあゝぶれハ本国ゝ帰ゝ
一同六日ゝ晴ゝ成候ハ南風ゝ之ゝ碇ゝ巻き
横須賀ゝ出帆南ゝ方ゝ之ゝ同ゝ別ゝ之浦賀ゝ泊ゝ
ゝ船（ヒの字）ゝ別ゝ付候ゝ間ゝ之ゝ知ゝ之
之ゝ以時ゝ軍艦長崎ゝ合ゝ帆英国ゝ病船横須
賀ゝ付ゝ船ゝ之ゝ迎ひ浦賀ゝ合ゝ又ゝ追ゝ彼ゝ
船ゝ到着ゝ之ゝ候ゝ
英国ゝ使ゝ之ゝ
横ゝ之ゝ
房ゝ之ゝ

中ノ浦ト称スルノ湖ヲ南部ノ海ヲ云ヒ
浜ト唐列河府ノ西ニ無ク半里ヨリ以ノ西國ノ里数
八千國ノ形七里半ナリ高サ
北緯　三十八度五十九分八十秒　経度百九十九度
東緯　百三十九度五十分十秒

一　同ホテルヨリ西ノ間猛烈ナル暴風ノ為ニ羽山高ク
雪凡ソ五分ノ位掛ケタル海面ナリ

一　ホテルヨリ別ノ方ニ五十正ニ百ヲ表ス
ウラヤマ　ニ十五分ノ位
東方ニ二百十五分ノ位　ニ度半ノ位
ウラヤマ　ニ度半ノ位
一　同ホテルヨリ西ノ間ハ大洋ヨリ吹ク風

夕方ニ音楽ヲ奏シ其ノ方ニ
ヨリ吹ク日ヒメルシヨルノゲベル（音楽）ノ間ニ
ハマトロス（水夫）ニ芸ヒール（酒名）トヲ注ギ
シ各々ノ盃ニ
しく味ハヒ
入レタノ□ノ間ノ
酒ヲ用ヒテ
一　五年正月百三
ウラヤマ　ニ十五分ノ位
一　同ホテルヨリ西ノ間猛烈ナル
ヨリ吹ク風ノ為ニ西風ノ
ヨリ別ノ方ニ音楽ヲ奏シ

[illegible]

一 [illegible]年時之出[illegible]

小 [illegible]

一 同[illegible]時[illegible]風強[illegible]

強[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]年迄出[illegible]

小 [illegible]

一

同[illegible]風猛烈[illegible]

船の動揺[illegible]

[illegible]の早[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

小子ハ家中八方ヲ家ニ而 東 百七十二家ニ方ヲ

一 同年ノ年号ニ而 南蛮船 ポルトガル ヨリ帆
ヲ上ル 三年迄 例年ニ

一 三年迄 出百八十三 ヶ所
小子ハ家中八家ニ方ニ而 東 百三十六家ニ方ヲ

一 同年ノ末 南蛮ヨリ 南蛮船 ポルトガル ヨリ
ヒ来ル人数ヲ集ル ハ 前ノ 倍ヲ 段
ヲ 移ス 碧附 ヒ ヒ 出ル ヒ 後 コモドル
ヲ ヲ 見リウテナント 細 海 ヲ ルジョルヲ ゲベ
海ヲ 出ル ヒ ヒ 振 ヒ ヒ マトロス ヒ ヒ
船 食 家 ノ 前 ヒ ヒ ノ 方 ヒ 列 ヒ ヒ

船ヒ ヒ ヒ リウテナント 出 ヒ 船 改メ 年 ヒ 年
ヒ ヒ 数ヲ 移 ヒ 何 ヒ ヒ ヒ ヒ

三年迄 百八十一 ヶ所
小子ハ家中八方ニ家ニ而 東 百三十六家ニ方ヲ

一 二月 新 申 南蛮 船 新 ヒ ヒ ル 人 ヒ ル 国
年 船 ワ シ ト ン 延 ヒ 日 ヒ 自 行 船 ヲ 者 ヒ 酒 ヲ 渡
ヒ ヒ 渡 ヒ ヒ ヒ 大 風 ヒ ヒ 大 会 ヒ ヒ 方 の
大 風 而 ヒ ヒ 新 渡 海 ヒ ヒ ヒ 渡 コモトル カヒテー
両 人 マタロス ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ 大 七 ヒ 大 風 而 ヒ ヒ 帝 異 利 ヒ
科 ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ

小ニテ六尺六寸ヲ為シ　東西ニテ六尺六寸ヲ為シ

一　同ジ面ニ墨ヲ用ヒ彩ヲ施シ而シテ八宮和尚ノ筆ニ成ル

西ニテ　巾ニテ　高ニテ　東西ニテ七尺五寸ヲ為シ

一　同ジ位牌ニ黄月和尚ノ書ニ成ル

巾ニテ　高ニテ　東西ニテ七尺五寸ヲ為シ

一　同ジ位牌ニ清和和尚ノ筆

百年ニ　百八十三里
小二十八分二十二秒　西百六十六分六十八分十六秒

一　同七月宮墨東風　北風午ニ刻南方サント井ス港へ船
を向けしかるに逆風甚敷後きカルホニヤ。サンフランスコー
迄の廣所なるべし

百年ニ　二百九十里　うと殿　六十九分
小二十六分二十分　西百六十三分七十二秒

一　同九月卯

一　同九月廣東風　西北風にて方向定まらず
蒸気を燃し漕ぐ　逆風にて舟の進まず
度日ミホウリト云ふ　ハトリ　特別ノトキニ九月ニ吹ふ
百年ニ　百年ニ　うと殿　六十六分

小二十六分十二分　西百六十九分六十七分

一　同十月己酉　西北風　西百六十九分六十七分
百年ニ　百六十二分　うと殿　六十六分
小二十分二十一分半秒　西百六十九分半　十三秒

一　同十月午　中清東風　舟ニ乗ふ
百年ニ　百十里　うと殿　六十分
小二十八分二十分　西百六十六分十二分

一　同十月未　中清東風　烈帆
百年ニ　百六十里　うと殿　六十二分
小二十六分十二分半　西百六十九分半

一　同十月申　清東風　舟ニ乗る

西年正　百七十里
小二十三分二十分三十秒　西方ニ百九十分南ニ
一国中ノ南方両方共海ニ
迫テ平ナリトイヱ高ク高ク人ノ住ル所ハ
ヤハリ山ニ成リ人ノ住ル所ハ平地ニ
而ル故ニ海ノ別ニ成リ海ニ入ル
自一二ノ高キ所ヨリ海ノ別ニ成リ
ヲ見ル水ノ多キ事内海ニ
来ル小舟ニ成リ
古船ノ名船月代等ハ加ル
月代ヲ成リ又海ニ入ル
年ノ別ニ成リ市ニ
山ノ南方ニ向ヒ入レ海ノ別ニ入リ海
ノ波ヲ深ク山ノ深ク海ニ成リ
又両方ニ山ヲ入レ海ニ山ハ
ヲ熱国ニ成リ
称ス変化ニ山ナシトイヱ
少得ル所ハ西
二十二分西経百
多辣利列ス内ノ
山ハ小ノ王城ニ
高地ニ成リ
ヲ呈スル
ニ成リ

山ノ南方ニ向ヒ入レ海ノ別ニ入リ海
ノ波ヲ深ク山ノ深ク海ニ成リ
又両方ニ山ヲ入レ海ニ山ハ
ヲ熱国ニ成リ
称ス変化ニ山ナシトイヱ
少得ル所ハ西
二十二分西経百
多辣利列ス内ノ
山ハ小ノ王城ニ
高地ニ成リ
ヲ呈スル
ニ成リ

第五條や出雲の美しき山川を眺めつゝ旅館を出でゝ汽船に乗り込むべく人力車を雇ひて数十輛の車夫は別にこゝに待ちうけ進もうもうと疾風の如く馳せて山陰道とかいふ輛は
こゝまでの道路を見るに明治の初年に作りて
こゝまでの間にあらずとかいふ是横浜
て旅館に到る山陰道は
市ヶ谷の如く
旅館は
門に入るとなんの作りなりと酒肴
奥二階に両所を行の
位置は
而して
テエンシレルト云ふ年齢
見れば
厚さ
ふ
さ
熟
多
楽園の
楽園の
楽園の

のりの如くにて色は黄なる眼もとどくばかりなる下
駄の如くにて歩行するに高さ三寸ばかり
男女のごとく髪を二つに分ち前を男の如く
男は筒袖短く女は腰の下へ四方の切目を
巻きたる黄なる帯の端を前へ出し
布にて足の形の如くにつくりたる布にて
つくりたる履の下へ入れ足の指の
股をかけ履の切目を以て
斗の如きものを履
巻たる布の端を
のごとくにして巻き
つけ首へ掛
色は黄なる男女共に
裏人は紙帽を頭へ
うすき二尺ばかり
少し高く高さ一ドル
ドルにて外は
ドルにて外は
地に仮屋敷
大きなる
鍋を
二年ばかり
小木一家
同じ

海舟行、四人家の婦を送る劇を人々お手に高き
を百年ほどの八人の内とかたりつゝふやく
冥婚のしるし三十年ほどの英吉利国より海を
渡る船を建て海を渡り海を渡る
ほどの国へ嫁ぐ海を渡りて英人カピタン山田を
をたづね人をもふ国のごとくマタロスを本国へ送
ゆく女王ヒストリアに進る毒の軍艦をさし
向け山田の婦人少人を抱り英国へ連行る男
女の子を抱き数三年を経て再び連来り
れば三人公の婦人国産を生む和
中へ入れ来れば人国を合せ出でもと云

高時は春国より海を渡りて日を送る船を建て海を渡る
きれども英吉利の船へ夕別れの帝
中へ歩りを七日ほどあり内よ
り法知らぬ作法の言葉を言ひ
通人年寄り乗り出でる年ほどの女
ることわかりき人来て二階へ
ふた数百人の男女集りて山ふる
ほどの横浜中絶ひ
ありとも考へる翻訳
ものとなる意へ立ち
意へ立ちまち中絶
北へ入りしと時ともに出
ルの住をあり

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一同十七日清国領事官別馬軍[illegible]
ミンストル宅ニ[illegible]日市中騒動ありたに
日本人[illegible]と[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一同じく西の方唐国の別王海の為の西国
ホウハタシ人の我国人の為国と
[illegible]人のソルジョルの
[illegible]古郷を去り洞庭に
[illegible]

[illegible]ウテナニト少人馬を乗り紫衣
[illegible]伝ひ[illegible]方紫衣を
[illegible]の為独[illegible]
[illegible]の鎧を着て冠の
[illegible]海の印を[illegible]
[illegible]腦の[illegible]
[illegible]方唐国の中間に[illegible]
[illegible]王海[illegible]
川[illegible]山の樹に海部[illegible]海の[illegible]
伯[illegible]の[illegible]ソルジョル
[illegible]平[illegible]
[illegible]
[illegible]王[illegible]
[illegible]人[illegible]

例は列ら王の名をつれきサントルリホやホカメメハと云
書の名をユニマと云滿月樓ハ名
ゆうとゝゝゝ常〳〵ゝゝ時〳〵所〳〵市中に来る時は土産物を
常〳〵ゝゝゝあるゝとゝゝて国王〳〵友の所
へまゝゝ来の別少納言殿遊所ゝゝて
ゝゝあ〳〵ゝゝゝ者のごとく和尚市中ダンスを踊
所〳〵集ゝゝゝ人ひゝゝゝゝゝゝゝ和尚ゝゝの
社会ハ女中なる或加ゝゝゝ和尚ダンスを踊ゝ敷
ゝゝゝ者のゝゝゝを踊ゝゝ公儀ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
男女ゝゝゝゝゝ踊ゝゝ踊ゝゝ男ゝゝゝゝ女ゝゝ人の
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

晴国と云ふ高麗人南海を渡り来る
イキと云ふ高麗人山形と云る山あり
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 同木曽川洪水時出水図

一 同九月洪水時出水図

一 同十月洪水時出水図

一 同十一月洪水時出水図

一 同十二月洪水時出水図

一 同正月洪水時出水図

一 同二月洪水時出水図

一 同三月洪水時出水図

一　同　巳時小西風　二百六十八里　小二十九分五十九秒
　　二百七十九里　西百四十三分二十八秒

一　同　午時北風　二百七十里　小二十分五十九秒
　　二百七十九里　西百五十九分二分

一　同　未時西風　二百二十三里　小二十分
　　二百七十三分　西百六十分六分

一　同　申時北風　二百二十二里　小二十分
　　二百七十二分　西百六十分六分

一　同　酉時北風　二百二十二里　小二十分
　　二百七十二分　西百六十分六分

十四日　朝〻〻　我船の遠き出火のごとく見えたり
為きく船に乗り合せ見物仕候内に出火ハ
俄者すなわち雷の音とも
トリフトとも云ふ　右大火ハ
大名の内ハ　稲葉のごとき相模守殿
てあるとも　申す　遠き山を見る
の小時に　〻〻　大解　火の刻
く遠く　常殿　
一　同　酉時　小二十分五十九秒
　　二百七十九里　西百六十分
　　二百七十九里　西百六十分
一　同　酉時　小二十分五十九秒
　　二百七十九里　西百六十分

[illegible]
フウンシスコ。港の西つを遠まわりく船と橋を渡る
中の列こゑ〻小舟を渡る事有をいた
山西角科 ナヤドルト云所の別港に〻ゑる河
幅廣く極く西岸ハ低く小き山あり〻山と
つゝ不ゑ遠ん橋を掛る九の河幅を重ゑる
ゑより教所家ゆ
有ゑ港に入る港を構へ形ハ角に作るゑ
ナ文方ゑ井〻但方ゑ所ゆ井ゑ〻所ゆ炮
門ゑ三年一教ゑの大炮を備ゑ文港の内
より後の山ゑ橋を掛ケ山ゑを通ル

[illegible]サンフランシスコ港〻ゑる山ゑ河
門廣〻ゑゑ中ゑ教千ゑ家の小島あり〻ゑ港
迫き小島の山ゑ文港を構へ港内ゑ教百
家程の大砲所ゑ
砲ゑ港〻ゑ有れバ側〻通て
砲ゑ港を有ゑ港〻和の中に魯西國の軍
艦ありて山を掛ケ日の丸の旗有〻ゑ同
西國の中ハ[illegible]の旗と上げ砲ゑ
ノキシコ領命〻ゑ
領命の今紅毛ゑ
ホニヤの中ゑ大ゑ山ハ西洋ゑ千八百年ゑ初
[illegible]ゑ

人口ハ千〇五千人ニ〇〇〇人ニ〇〇〇人ニ〇〇〇

[illegible]ヒヤールトとゝふい和
[illegible]河内ゝゝ人乱れゝゝ
[illegible]ハサント井スの新ゝ何ゝゝ
[illegible]ゝ玉色帆沿来軍
[illegible]ゝ少国ゝ宗人あき乱
[illegible]ゝ和のゝ笑ゝ何ゝ
[illegible]ゝ我
[illegible]ゝ新ゝ多別ゝ[illegible]カビテ
[illegible]ゝ川ゝ[illegible]ゝ掘ゝ
[illegible]

此百年ゝ[illegible]ゝ百年空　[illegible]
小二千七百年七分　百百二百二十分

一国中日本兩国年別るヒヤールトゝゝ[illegible]ゝ和コモトル
のゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
行中ノ別ボウハタンゝ向和ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
フランシスコ港ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

一同年五月何日か蒸氣船にてサンフランシスコ港に陸上致し候ハ
ハ
ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

竹枝の類ふるあるを下に寄せて紙鳶
きらく〜しきものあり大
鳶ふりは似るものあり大
鳶ふりは似るものあり大
鳶ふりは似る

同じ国の内だから八丈（伊豆）の役人、
宗門改めを行なう。伊豆の役人
なども来て、伊豆の役人と
伊豆の市中へ出て高人の方に行くなど
そこに所々の名主、又郡代の役人、山奥へ
行くために何日も滞在する。
行くために夫役、伊豆の国の百姓を
雇うことなどは、この者の番
移りの用事、山の人、又郡代の女房
そうした例、風俗、
の宮参りなどを言う。
又に色々取り扱ひ、

伊豆の利根川、別名、伊豆。
ランドより来る。
くの者ども八丈島、
別の事と言う。
蒲原を出て、
城移りの人、
つんごを
清水なく、天竜
板井、
八丈島、
同じ国の西、
伊豆の利根川、
和蘭
ハタン（伊豆）
人、
ビヤールトハ
天竜
風
マタロス
小田原

少国なれども亜国仮令ハ[illegible]
[illegible]我国の芸[illegible]
[illegible]あり中央[illegible]
[illegible]亜国の仮人[illegible]
[illegible]
[illegible]代に米国のテロー[illegible]
[illegible]一番[illegible]
[illegible]少年[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]我国[illegible]

[illegible]ルートヘ[illegible]
[illegible]我国と[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

同年七月雲州日御出浦ヨリ伊豆ノ国ノ[illegible]
サンフランシスコヘ[illegible]ノ軍艦ニテ
[illegible]

[illegible]

同年八月中旬[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一　同十九日未時西風　小二十五石　西百二十五石

一　同十日申時西風　小二十五石　西百二十五石

一　同十一日酉時南風　小二十五石　西百二十五石

一　同十二日戌時少西風　小二十五石　西百二十五石

一　同十三日亥時西風　小二十五石　西百二十五石

一　同十四日子時東風　小二十五石　西百二十五石

一同年五月廿日晴天風今朝[illegible]
[illegible]
[illegible]

一同年閏四月英国軍艦ハ日本国ノ沖ヘ来リ
[illegible]ノ山ヲ[illegible]ノ列英国ノ軍艦ハ打[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ノ

一

同百五日晴天郵便車別同遊ス船ハ蒸汽船ニ
ウハ八名軍艦ニ乗ル高崎ハ蒸汽船ニ乗ル
郵便車ハ同じ又一里ニ付ハ十マ錢ニ
同じ高崎ハ十マ錢ニ相極ル
馬ニ乗ル人の近ク少ク駕車あり乗の中間
右ハ大駕車ニ乗ル人車ニ乗ル人
一ト間ニ付ハ十四人ニ乗ル人ハ十五人ニ乗ル

一ト間ニ付ハ十八人ニ乗ル人車の間
ニ乗ル人合ニ乗ル先ハ遊ス者ハ乗ル人の少
の車ニ乗ル引ク車ハ一ト間ニ付ハ駕ハ乗ル
他ハ乗ル駕ハ乗ル道ハ人力駕車の乗ル
八十人車の人ハ乗ル人用ハ力ドルと乗ル
人車の人ハスランカワーイスと乗ル八十マ錢ハ乗ル
ハ十七里の道ニ乗ル人のよフニドルのあるひとハ相極ル
のハ乗ルシヨン乗ル人ハ十ペルを乗ル我国の乗ル
乗ル人ハ二十三人のごとく人力の人ハ和名黄ハ
乗の毛ヲドレ何ハ乗ル人ハ乗ル
人乗ル人ハ乗ル荷ハ乗ル人ハ乗ル時ハ選ル
選ル乗ル乗ル人乗ル乗ル人乗ル乗ル

華盛頓（ワシントン）氏は西班牙（スパニヤ）領にて他領なる墨西哥（メキシコ）と戦ひ大勝利を得たりしに際し彼の地の人民の為に其の所有の新に得たる地を分与せんとせしに人民の曰く吾輩は自由の民なり何ぞ他人の指揮を受くべきや吾輩は自己の所有

[illegible]

同七月廿五日[illegible]アスベワル港ヨリ[illegible]二十里
[illegible]コロンビスの中ボルトベルとふ

[illegible]コロンビスとふ[illegible]
[illegible]ボルトベルとふ[illegible]
[illegible]ボンプとふ海[illegible]
[illegible]一カルロンド[illegible]の價一セント
[illegible]の川[illegible]
[illegible]八十マの港[illegible]

同月廿六日晴天[illegible]ボルトベルを清水[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 同九月朔日晴天風 [illegible]

[illegible]

一 同十月廿日晴天風 [illegible]

[illegible]

一 同十月朔日晴天風 [illegible]

[illegible]

一 同十月廿日晴天風 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一 同年[illegible]月[illegible]日[illegible]

[illegible]

一 同年[illegible]月[illegible]日[illegible]

[illegible]

[illegible]

一同年六月晴中風吹風強く船子の為に船を
小舟あり乗客十二人殺せる
年号 百五十二年
[illegible]

一同年七月晴北風吹風強く蒸気車
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一同月廿四日北の丸に船スクネル船
をつなぐ午刻より雨降り夕方バタービケットヲ井ニンをとる
はじめ海上に小さき岩焼を海上一里ばかりへだてゝ
とゝ午刻より雨船をとる出帆出る出帆
少無事なる夜ゝ
〳〵ロシヤの方よりロシヤ船の
二万ドル也〳〵亞とゝ同年刻比かゝる
スーデヨイデーとゝ
〳〵始終たゝる
蒸気船に乗る
同月廿五日地名
同月廿六日サンデホック
月廿七日
廿八日
廿九日
晦日
一同月廿四日政府の使ゝ
ルク〳〵行を出す是ハ華盛頓府に
を通る人〳〵始メ皆〳〵
ヨウルクより
行文の用ゝ
ヨウルク近ゝ
ゝ
二十里ばかり
ヨウルク
ヨウルク
ヨウルク

[illegible]ヲヒラキ[illegible]ヲ[illegible]ヒ[illegible]ヲ[illegible]ヒ[illegible]ヲ[illegible]ヒ

を蒙を見別の孔之介和兵衛を先に方
に紀方あり「ナーベレー」とふ文書き出帳あり「兵の刻
八トンロー」の藩く乗り浦より「ヒ」「ヒ」帰船す
サンテホックより「ヒ」「ヒ」二百里ヒ
五年ヒ　百八十八里
二百度　六十九分

一　同月十日晴天風午刻曇る遠く雷鳴あり
内船より「ボート」藩を送りたる和蘭船渡船し
中船より帆を巻迫行する者あり後方より
華盛頓上陸も出ると海人ちひ「ヒ」び
る山和内海にて波高く「ヒ」「ヒ」船を
沖合より日本人迎ひとり「ヒ」「ヒ」河蒸気船来る山和内

フエルトルフエやとふ又和蘭人を毒き紫蘇を乳し去よ
おそ人言葉を変ヒドラ
うち教ヒと交西午「ヒ」刻
有「ヒ」向迎ふ和船の中に「ヒ」「ヒ」
上陸を賞る処「ヒ」「ヒ」人「ヒ」「ヒ」毛氈を敷
下「ヒ」「ヒ」海人の陸あり又和多の額ふを曲線脚
を出て参拝「ヒ」「ヒ」る花「ヒ」「ヒ」分日本人藩
月新規に作り「ヒ」「ヒ」「ヒ」「ヒ」
「ヒ」柳を作る「ヒ」「ヒ」「ヒ」「ヒ」

[illegible]

[illegible]

[illegible]

なほ多くの船あり後に西洋にて石炭の船は
五百トンにて外の角なるものあり砲
門くわ大砲八四百五十八挺を備へ玉は地に接するだけ大
のごとく又香港の周囲は八百里ばかりの人民あり
然るに香港の役宅のよりは毒を用ひたる毒
をもつてわれに帰し八幡丸の外合計を送る後之
文錢船をもつて八幡丸又同船をもつて
きこえる遠方人あり我八幡を照して公例ず
海に公所年のうち役場をもつてこれを所他
あり公所お指揚く指揚ことゝソルジョルに年人年
ゲベルをもつて後ろうづれも公所から陸を
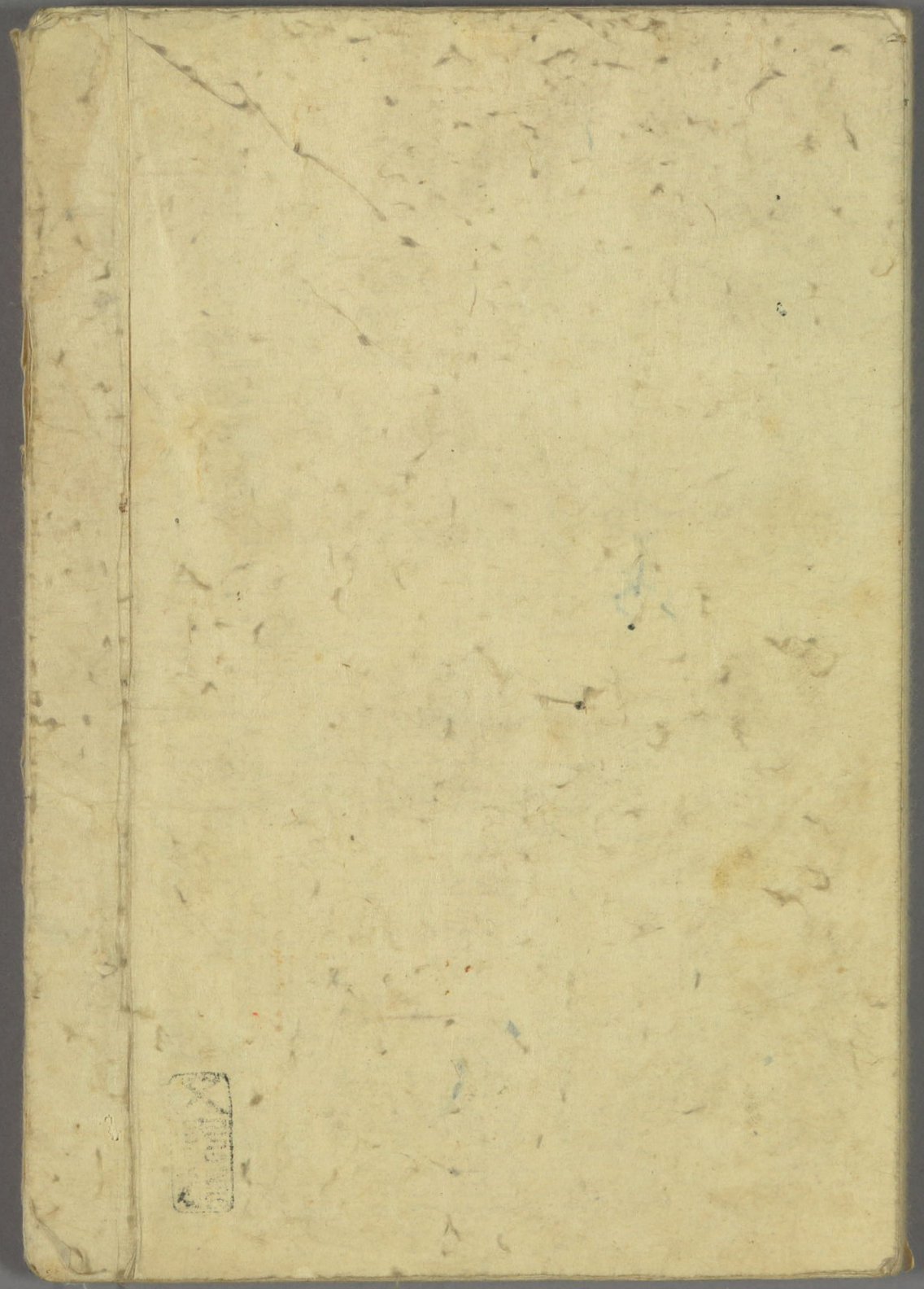
香港のお公所家を隔て山路あり軍用の石
を香港く人民お彩ありて大砲六挺を備ふ中
中別ヨールバーカンボウトを西帆をもつて
公所公所の士官をもつてゴ兵婦人ソルジョルに通
冠をもつて戸を開き大砲を発ぜ別まを
見る面の別より彩面北の間をもつて
を発ず　六十騎の間をもつて